



「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定

と き 平成29年5月方針策定

練馬区教育委員会は、障害児等、特別な配慮を要する子どもたちのために、教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関の連携をさらに充実させる取組として「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定しました。

この支援方針に基づき、子どもたちの健やかな成長と明るい未来のために、すべての子どもたちを視野に入れた総合的な支援を行ってまいります。

【障害児等支援方針について】

(1) 基本理念

教育委員会は障害や特別な配慮を要する子どもたちに、福祉や保健、医療などと連携を図り、適切な教育・保育環境を整え、子どもたちの健やかな成長を促します。

(2) 今後の支援方針

① 障害のある子どもの受入れ

障害や特別な配慮を必要とする子どもたちを原則として受入れます

・新たに「連携支援会議」設置します。関係機関が「連携支援シート」で情報共有し、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を構築します。

② 医療的ケアを要する子どもの受入れ

たんの吸引・経管栄養・導尿の3行為について実施します

- ・区立小中学校・学童クラブ・保育園・幼稚園では、日常的に対応が必要となる「たんの吸引・経管栄養・導尿」の医療的ケアを看護師が行います。
- ・区立小中学校と学童クラブに看護師の資格を持った非常勤職員を配置します。
※5月末現在、児童2名に対して、非常勤職員を配置しています。
- ・医療的ケアの対象の拡大は、今後の実施状況を見ながら、引続き検討を進めます。
- ・新たに「医療的ケア連携支援会議」を設置し、保護者や外部関係者との情報連携を緊密に行います。

③ 民間施設における障害児の受入れ

民間施設への支援の改善を図ります

- ・民間施設に勤務する職員が区の研修に参加できる機会を拡大します。
- ・私立保育園では、区立保育園の園長経験者等による巡回相談および専門家による巡回指導を促進します。
- ・私立幼稚園では、専門家による巡回指導を促進するため、区が専門家の紹介を行うなど、幼稚園を支援します。